

強度行動障がい支援者養成研修に関連する加算等一覧（令和6年4月22日現在）

本研修修了に係る加算等を以下に掲載しています。

各サービス費の算定等においては、研修修了はあくまでその要件の一部となりますので、詳細は指定担当部局にお問い合わせください。

サービス種別	名称
生活介護	重度障がい者支援加算（Ⅱ）【改定】
	重度障がい者支援加算（Ⅲ）【新設】
短期入所	重度障がい者支援加算（Ⅰ）の通常単位にさらに所定単位数を追加【改定】
	重度障がい者支援加算（Ⅱ）の通常単位にさらに所定単位数を追加【改定】
施設入所支援	重度障がい者支援加算（Ⅱ）【改定】
	重度障がい者支援加算（Ⅲ）【新設】
自立訓練 （宿泊型自立訓練に限る）	強度行動障がい者地域移行特別加算
共同生活援助	重度障がい者支援加算（Ⅰ）【改定】
	重度障がい者支援加算（Ⅱ）【改定】
	強度行動障がい者体験利用加算
重度障がい者等包括支援 （共同生活援助の中で当該支援を行った場合に限る）	強度行動障がい者地域移行特別加算
児童発達支援	強度行動障がい児支援加算【改定】
	児童指導員等加配加算
放課後等デイサービス	強度行動障がい児支援加算（Ⅰ）【改定】
	強度行動障がい児支援加算（Ⅱ）【改定】
	個別サポート加算（Ⅰ）【改定】
	児童指導員等加配加算
保育所等訪問支援	強度行動障がい児支援加算【新設】
居宅訪問型児童発達支援	強度行動障がい児支援加算【新設】
福祉型障がい児入所施設	強度行動障がい児特別支援加算（Ⅰ）【改定】
	強度行動障がい児特別支援加算（Ⅱ）【改定】 ※本研修修了に加え中核的人材養成研修修了者の配置も必要。
	児童指導員等加配加算
	重度障がい児支援加算を算定している施設において 強度行動障がい支援者養成研修修了者を評価する加算の取扱い
医療型障がい児入所施設	強度行動障がい児特別支援加算（Ⅰ）【改定】

	強度行動障がい児特別支援加算（Ⅱ）【改定】※本研修修了に加え中核的人材養成研修修了者の配置も必要。
	重度障がい児支援加算を算定している施設において 強度行動障がい支援者養成研修修了者を評価する加算の取扱い
計画相談支援	行動障がい支援体制加算（Ⅰ）【改定】
	行動障がい支援体制加算（Ⅱ）
障がい児相談支援	行動障がい支援体制加算（Ⅰ）【改定】
	行動障がい支援体制加算（Ⅱ）
行動援護	有資格者支援加算【新設】

令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定により新設、改定があった主な加算について、【新設】・【改定】と表示しています。報酬改定の内容については以下をご参照ください。

厚生労働省 「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214\\_00009.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html)